

第7期佐賀市障害福祉計画  
(2024~2026)

第3期佐賀市障害児福祉計画  
(2024~2026)  
【計画案】

# はじめに

---

## 1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とした「障害者基本法」の理念を基本として進められてきました。

平成18年度（2006年度）には、「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の福祉施策の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備が進められてきました。

「障害者自立支援法」は、平成25年（2013年）4月に「障害者総合支援法」へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病等を障がい者の定義に加える等、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年（2018年）4月に児童福祉法等とともに改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。

また、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年（2019年）6月施行）」や、障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年（2022年）5月施行）」など、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形で情報の取得利用等を支援するための法律が整備されています。

本市においても、令和5年（2023年）4月に「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（通称：障がいのある人もない人も心をつたわる条例）」を施行し、各種施策に取り組むこととしています。

令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。

これらの状況を踏まえ、本市では、障害者基本法に基づく「佐賀市障がい者プラン（2024～2029）」を策定し、総合的な施策を展開するとともに、「第6期佐賀市障害福祉計画（2020～2023）」及び「第2期佐賀市障害児福祉計画（2020～2023）」の計画期間終了に伴い、「第7期佐賀市障害福祉計画（2024～2026）」及び「第3期佐賀市障害児福祉計画（2024～2026）」を策定しました。

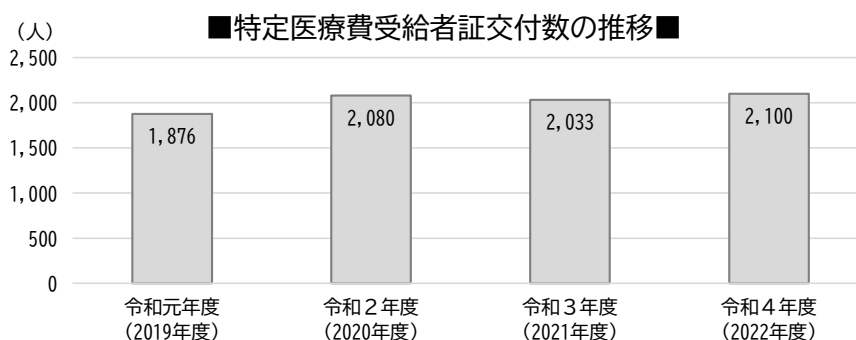
#### (4)難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」に基づく指定難病※1(338 疾病)の医療費受給者証の交付状況をみると、本市の総数は令和4年度(2022 年度)で 2,100 人となっています。

医療費受給者証の交付人数は、概ね横ばいの状況です。

疾患別に見ると、令和4年度(2022 年度)で最も交付人数が多いのはパーキンソン病関連疾患(328 人)であり、潰瘍性大腸炎(291 人)、全身性エリテマトーデス(142 人)、クローン病(113 人)、後縦靭帯骨化症(60 人)と続きます。この順番は平成29年度(2017 年度)以降、変わりません。

また、**令和6年(2024年)4月から医療費助成等の対象となる指定難病は、3疾病が追加され338 疾病から341 疾病に、「障害者総合支援法」における難病の対象は、366 疾病から 369 疾病に拡大されます。**



(各年度3月末現在)

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

#### ■特定医療費受給者証交付数が多い上位5疾患■

単位：人

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
①パーキンソン病関連疾患	303	①パーキンソン病関連疾患	321	①パーキンソン病関連疾患	318	①パーキンソン病関連疾患	328
②潰瘍性大腸炎	261	②潰瘍性大腸炎	283	②潰瘍性大腸炎	268	②潰瘍性大腸炎	291
③全身性エリテマトーデス	128	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	144	③全身性エリテマトーデス	142
④クローン病	99	④クローン病	106	④クローン病	117	④クローン病	113
⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤後縦靭帯骨化症	90	⑤後縦靭帯骨化症	70	⑤後縦靭帯骨化症	60
計	856	計	939	計	917	計	934

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

**※1 指定難病** 難病のうち厚生労働省が特に定めたもの。発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病であり、さらに患者数が一定数に達せず、客観的な診断基準が成立していること、その他厚生労働省で定める要件を満たしているもののうち、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者に良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものが指定される。

## (2)地域生活支援の充実

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

### ①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	神崎市及び吉野ヶ里町と、国が拠点整備に必要とする5つの機能のうち、「24時間365日の相談支援体制」、「緊急時の受け入れ先の確保」、「コーディネーターの配置」を実施済み
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年4回	PDCAサイクルの視点で継続的に検証・検討を実施
強度行動障がいのある人への支援体制の整備	実施	圏域においてケーススクリーニング等による支援ニーズの把握や支援体制の整備を進める

#### 【目標達成のための方策】

○既存の機能を維持・充実・改善させながら、残る2つの機能「体験の場・機会の提供」及び「専門的人材の確保・養成」を整備します。

○自立支援協議会やTOMOIKIネット推進協議会等を活用し、拠点等の整備方針(目指すべき姿)を十分に検討します。また、地域の実情に沿った運営や課題に対する対応ができていないか等を、中長期的に必要な機能の見直しを行い、その強化を行うために十分に検証及び検討を行います。

○運営上の課題の共有等、拠点整備に関与する全ての機関及び人材の緊密な連携を強化します。

**○強度行動障がい有する人の支援に関する現状を把握し、支援体制の在り方を検討します。**

### ②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	2	2	2	2	2	2
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	14	14	14	14	14	14

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	19	18	18	18	18	18
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	2	2	2	2
<b>基幹相談支援センターが実施する相談支援連絡会の実施回数</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>12</b>
(自立支援)協議会における専門部会の設置数	2	2	2	2	2	2
(自立支援)協議会における専門部会の実施回数	10	10	10	10	10	10

## (5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針(令和8年度(2026年度)末の目標)】

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築する

【令和8年度(2026年度)の目標値】

国が示した指針に基づき、令和8年度(2026年度)末における成果目標を次のように設定します。

### ①本市の成果目標

項目	成果目標	考え方
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	実施	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を県や事業所と共有することで、請求内容の誤りを防止し、適正なサービスの提供を図る

### 【目標達成のための方策】

- 職員の資質向上を図るため、相談支援従事者初任者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修等、専門分野に関わる各種研修・講座へ積極的に参加します。
- 国保連の審査エラーとなった内容を分析し、その結果を事業所へ提供することで、適切な請求事務へとつなげます。
- 請求明細内容の点検を行い、請求内容の誤りを防止します。

### ②本市の活動指標

	実績値			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度 見込	R6年度	R7年度	R8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	10	10	10	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## (2)日中活動系サービス

### 【サービスの内容】

サービス名	内容
①生活介護	常時介護が必要な人を対象に、昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練(機能訓練)	<u>理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</u>
③自立訓練(生活訓練)	<u>入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を行うために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</u>
④就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する、65歳未満の人を対象に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を一定期間行います。
⑥就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な65歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑦就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業等で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
⑨療養介護	医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。
⑩短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ⑨療養介護

実績では、見込みを上回っていますが、医療的ケアを必要とする事業であり、対象者は特定されています。

第7期については、令和4年度実績と同数で見込んでいます。

## ⑩短期入所(ショートステイ)

実績では、人日分・利用者ともに見込みを下回っており、利用実績は、緩やかに減少しています。

第7期については、コロナ禍の影響は緩和され则认为、利用の増加を見込んでいます。

### 【見込み量確保のための方策】

就労支援については、障がい者の個々の特性に対応し、その適性に応じた能力が発揮できるように、幅広い業種の就労や活動の機会の確保に努めます。

短期入所については、障がい者や家族からのニーズは高く、また地域生活支援拠点等整備における緊急時の受入先や、ひとり暮らしの体験の場としての活用も想定されます。必要量を確保するためには人材不足の問題もあり、また、コロナ禍の影響により事業所数が減少していることから、関係機関と協力しながら改善策を検討していきます。

**また、新たに追加された就労選択支援に関する情報を含め、必要なサービスを選択できるよう、情報提供に努めます。**